

令和 8 年 2 月 16 日

サンデン健康保険組合 被保険者各位

サンデン健康保険組合
理事長 大月 孝宏

被扶養者認定における年間収入の取り扱いについて

被扶養者の年間収入の判定については、過去の収入や現時点の収入、また（は将来の収入見込みなどを総合的に判断し、「今後 1 年間の収入の見込み」で判定していました。2026 年 4 月 1 日からは、「労働条件通知書」等、労働契約の内容が確認できる書類において規定される時給・労働時間・日数等を用いて算出した年間収入の見込額で判定されるようになります。

これにより、労働契約に明確な規定がなく、労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等により結果的に年間収入が 130 万円（※）を超えることになったとしても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、被扶養者として認定されることとなります。

※対象者が 19 歳以上 23 歳未満（被保険者の配偶者を除く）の場合は 150 万円、60 歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は 180 万円

詳細につきましては、下記をご参照ください。

[労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定 における年間収入の取扱いについて](#)
[労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定 における年間収入の取扱いに係る Q & A について](#)